

共謀罪

要約

【1】 共謀罪とは

日本における共謀罪とは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（通称：組織犯罪処罰法）6条の2が規定する、組織的な犯罪の共謀罪の略称である。

政府が2003年に締結承認した国際[越境]的組織犯罪条約では、「重大な犯罪の実行を合意すること」を「共謀」としている。政府見解では、「共謀」は「特定の犯罪を実行しようという具体的・現実的な合意をすること」とされている。

諸外国についてみると、イギリスとアメリカ合衆国には共謀罪があり、ドイツ・フランス等には特定の結社を禁止する参加罪がある。

昨年再び話題となったロス事件の報道において、日本でも周知されることとなったであろうアメリカにおける共謀罪は、2人以上の間で成立した犯罪実行の合意を処罰する規定である。犯罪そのものが実行されなくても、犯罪に至る外的行為が立証されれば有罪となる。カリフォルニア州刑法では、重い罪の共謀罪は重罪そのものと同じ処罰が可能で、殺人の共謀罪が認定されれば、禁固25年以上か、終身刑、死刑が適用される。日本では刑法60条の規定で共同して実行した犯人を共犯として処罰できるが、犯罪行為の成立が前提となり、共謀そのものを処罰する規定はない。

【2】 立法事実

2000年11月に国際連合総会で採択された、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国連国際的組織犯罪対策条約）によって、重大な犯罪の共謀、資金洗浄（マネー・ロンダリング）、司法妨害などを犯罪とすることが締約国に義務づけられた。

そのため、同条約の義務を履行し、これを締結するための法整備の一環として、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律を改正し、組織的な犯罪の共謀罪を創設する提案がなされた。

ただし、以上の立法事実は政府による説明であり、これについては民主党・日弁連が問題点を指摘している。

子どもの権利条約や拷問等禁止条約などの人権に関する国際条約については、日本は批准をしても国内法整備を必ずしも行ってない。

日本には既に「凶器準備集合罪」や「組織犯罪処罰法」、「暴力団対策法」などの法律があり、組織犯罪集団が関与する重大犯罪について、未然に防止する法制度は確立している。

条約では「団体」の規定を3人以上としているが、共謀罪では2人以上としている(政府答弁による)。

[3] 現在の状況

2004年2月20日

第159回国会(常会)で内閣提出法律案として提出される。その後継続審議。

2005年8月8日

第162回国会(常会)における衆議院解散により廃案。

2005年10月4日

第163回国会(特別会)に内閣提出法律案として再提出される。継続審議。

2006年4月21日

第164回国会(常会)法務委員会での審議入り。同日、与党修正案提出。

2006年4月27日

民主党修正案提出。

2006年5月19日

与党再修正案提出(4月21日修正案は撤回)。

2006年6月1日

与党、民主党修正案の受け入れを発表。

一方、法務大臣が民主党修正案では条約批准が不可能であるとし、さらに与党の委員会理事から次期国会での改正を前提とした受け入れであることが示唆された。

2006年6月2日

民主党は次期国会で改正される可能性があるとして、この日の委員会での採決を拒否。与野党間での協議は決裂し、与党は今国会での法案成立を断念した。

2006年6月16日

与党は法務委員会で法案を継続審議とすることを議決した。その後、与党第三次修正案(正式な議案とはなっていない)について議事録に添付することを議決した。

法的には全ての修正案は廃案に。

2007年1月19日

安倍晋三首相は首相官邸で長勢甚遠法相と外務省の谷内正太郎事務次官と会談し、共謀罪創設を柱とする組織犯罪処罰法改正案について、25日召集の通常国会で成立を目指すよう指示した。

しかし第166回国会、第167回国会とも審議に入らないまま継続審議となり、現在に至る。

論点

【論点1】

組織的な犯罪については現行法で既に未遂以前の段階で処罰することが可能であり、新たに共謀罪を創設する必要はないのではないか。

日本では既に、予備罪が31、準備罪が6あり、さらに共謀罪が13、陰謀罪が8あり、合計58の主要重大犯罪について、未遂よりも前の段階で処罰することが可能な立法が存在している。

テロ行為の多くは殺人・強盗・放火であり、また爆弾を使用するものも多い。殺人・強盗・放火罪については予備段階から、爆弾関係については共謀段階から現行法で取締可能であり、テロ行為を未然に防止するために、新たに600以上の犯罪について共謀罪を制定する必要性は認めにくい。

以上より、政府の主張するような立法事実は妥当でないようにも思える。民主党・日弁連を始めとする多数の団体によって法案の問題点が指摘され、それらの問題点に対処がなされていない状況の下、共謀罪が制定されることの是非について考えてください。

*問題点1; 共謀罪の成立範囲が曖昧である

< 法務省の説明 >

そもそも「共謀」とは、特定の犯罪を实行しようという具体的・現実的な合意をすることをいい、犯罪を实行することについて漠然と相談したとしても、法案の共謀罪は成立しない。

したがって、例えば、飲酒の席で犯罪の实行について意気投合し、怪気炎を上げたというだけでは法案の共謀罪は成立しないし、逮捕されるようなことも当然ない。

< 反論 >

法務省は国会答弁において、共謀罪における共謀は共謀共同正犯理論におけるそれと異ならないと答弁している。そして、特別国会で法務大臣は、共謀は黙示の連絡でも、目配せでも成立すると答弁している。(2005年10月28日の南野法務大臣の答弁)

そうすると、たとえ飲酒の席でも、具体的に犯罪の方法や日時を決めれば共謀罪は成立することになるはずであり、共謀罪の成立範囲の曖昧さは払拭されていない。

*問題点2; 処罰の対象となる「団体」の範囲が不明確である

< 法務省の説明 >

法案の共謀罪は、例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的な詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀など、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪を共謀した場合に限って成立するので、このような犯罪以外について共謀しても、共謀罪は成立しない。

< 反論 >

法案には、「団体」「組織」への言及はあるが、「組織犯罪集団」が関与する行為との限定はない。「組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪」に限定することを法文上明らかにすべきである。

日本の刑罰法規は法定刑の幅が広いと、四年以上の自由刑を科す犯罪を重大犯罪としてしまうと、619を超える犯罪が共謀罪の適用範囲になってしまう。これらの犯罪がすべて組織犯罪集団の関与する重大犯罪といえるかは疑問である。

*問題点3;「警察国家」や「監視社会」を招くおそれがある

法案においては、共謀罪は、実行の着手前に警察に届け出た場合は、刑を減免することとなっている。このような規定があれば、犯罪を持ちかけた者が、会話を録音などして、相手の犯罪実行の同意を得て警察に届け出た場合、持ちかけた側の主犯は処罰されず、これに同意した者だけの受動的な立場の者の方だけが処罰されるようなことになりかねない。

また、衆議院法務委員会に招致された刑事法研究者(大学教授)は、共謀を立証するためには、通信傍受捜査の拡大が必要である旨を公述している。

今後、共謀罪が成立した場合、共謀罪の捜査のために電話やメールの傍受の範囲が拡大される危険がある。

【論点2】

もし共謀罪が成立すれば、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたから処罰されるという従来の刑法学の基本的発想が崩れてしまうわけであるが、はたしてそれは許されるのか。

組織的犯罪は綿密な計画のもとに役割分担をし実行されるという特質を有し、実行された場合の被害が甚大である。そのため実行に至る前に検挙処罰する必要性があるとも考えられる。

そこで、組織犯罪に限っては、実行行為がなくとも共謀ただけで処罰するべきであると言えるのであろうか。

*問題点;近代刑事法体系と相容れない

日弁連はこの問題点につき、以下のような意見を述べている。

伝統的に、犯罪とは、人の生命や身体や財産などの法益が侵害され、被害が発生することと考えられてきた。そして法益の侵害又はその危険性が生じて初めて、事後的に国家権力が発動するというシステムが近代的で自由主義的な刑事司法制度である。

人は、様々な悪い考えを心に抱き、口にもすることがあるかもしれない。しかし、大多数の人は、自らの良心や倫理感から、これを実行に移すことはなく、犯罪の着手に至らない。さらに、着手の後にも、自らの意思でこれを中止し、未遂に終わることもある。

現在の我が国の刑事法体系が、犯罪の処罰を「既遂」を原則とし、必要な場合に限って「未遂」を処罰し、ごく例外的に極めて重大な犯罪に限って、着手以前の「予備」を処罰するのは、このためである。

しかも、我が国の刑事法体系では、実行に着手した犯罪であっても、自らの意思で中止すれば、中止未遂として刑を減免してきたし、犯罪実行の着手前に放棄された犯罪の意図は、原則として犯罪とはみなされなかったのである。

共謀罪の新設については、このような近代刑事法の原則を変えてよいのか、犯罪の遂行が合意されただけでまだ準備にも取りかかっていない段階で、600以上もの犯罪を目的とする行為を検挙可能とする共謀罪の新設が本当に必要なことなのかという根本的な問題がある。

資料

【1】 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(政府案)

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二

1 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

- 一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮
- 二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、第三条第二項に規定する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

【2】 再修正案(与党再修正案・2006年5月19日国会提出)

太字は政府案からの修正点

第六条の二

1 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、**組織的な犯罪集団の活動(組織的な犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期五年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一(第一号を除く。))に掲げる罪を実行することにある団体をいう。)**の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該組織的な犯罪集団に帰属するものをいう。)として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀し

た者は、その共謀をした者のいずれかによりその共謀に係る犯罪の実行に必要な準備その他の行為が行われた場合において、当該各号に定める刑に処する。ただし、死刑又は無期若しくは長期五年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪に係るものについては、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減刑し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮

二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、第三条第二項に規定する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

3 前二項の規定の適用に当たっては、思想及び良心の自由並びに結社の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するようなことがあってはならず、かつ、労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようなことがあってはならない。

[3] 共謀罪が適用される法律名・罪名（抜粋）

総数は 619。

刑法

内乱(首謀者)

内乱予備・陰謀

内乱等幫助

外患誘致

現住建造物等放火

非現住建造物等放火

自己所有非現住建造物等放火

建造物等以外放火

建造物等延焼

強制わいせつ

強姦

準強姦

集団強姦等

集団強姦等致死傷

殺人

自殺関与、同意殺人

傷害

傷害致死

危険運転致傷

危険運転致死

業務上過失致死傷等
強盗致傷
強盗致死
強盗強姦
覚せい剤取締法
覚せい剤の輸出入又は製造
覚せい剤の使用等
銃砲刀剣類所持等取締法
けん銃等の発射
けん銃等の輸入
営利目的によるけん銃等の輸入
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
組織的な殺人
組織的な逮捕及び監禁
組織的な強要
組織的な身の代金目的略取等
組織的な信用毀損及び業務妨害
組織的な威力業務妨害
組織的な詐欺
組織的な恐喝
組織的な建造物等損壊
組織的な殺人等の予備
不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為
犯罪収益等隠匿
労働基準法
強制労働

[4] NHK 世論調査(2006年7月9日)

- 1 組織的犯罪集団が関与する重大な犯罪について
実行されていなくても、犯罪を計画した時点で、共謀罪という罪に問えるようにする組織犯罪処罰法等の改正案について

よく知っている	4%
ある程度知っている	33%
あまり知らない	42%
全く知らない	14%

- 2 知っている人と答えた人に賛否をきいたところ

賛成	49%
----	-----

反対 41%

【5】アメリカ合衆国の対応

アメリカ合衆国は2005年11月に犯罪防止条約を批准している。

この批准に当たって、国務省長官が大統領宛に提出した批准の提案書によると、次のような理由で同条約第5条を留保していることが判明した。

アメリカ州法は、同条約に規定されている全ての行為を犯罪化しているわけではなく、一部の州では「極めて限定された共謀罪」の法制しかない。一方で、連邦刑法には共謀罪が規定されていて、州際的な行為や外国の通商に関わる行為に適用されている。「州内で行われる局地的な共謀」行為については連邦法の適用はなく、このような行為の犯罪化はなされていない場合がある。

このようにアメリカ合衆国は、州内で行われる行為についてまで犯罪化の義務を負わないという「留保」を行って、新たな連邦法、州法の制定をすることなく同条約を批准しているのである。

【6】ロス事件

81年のロサンゼルス銃撃事件で、2008年2月に米自治領サイパンで逮捕され、拘留中の元輸入雑貨販売会社社長、三浦和義容疑者(61)による逮捕状無効申し立てに対し、ロサンゼルス郡地裁は9月26日、殺人容疑の逮捕状を無効、殺人の共謀罪での訴追を有効とする決定を下した。

参考文献

- ・自由法曹団 http://www.jlaf.jp/iken/2004/iken_20040115_02.html
- ・日弁連 http://www.nichibenren.or.jp/ja/special_theme/complicity.html
- ・共謀罪新設に関する意見書 2006年9月14日
<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060914.pdf>
- ・共謀罪Q&A(法務省) <http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan23.html>
- ・『共謀罪と治安管理社会 つながる心に手錠はかけられない』
足立昌勝 監修 社会評論社
- ・『監視社会の未来』 瀧川厚 小学館
- ・<三浦元社長> 共謀罪での訴追は有効...ロス事件で郡地裁
毎日新聞 2008年9月27日